

令和8年度 鶴見区子どもの学習支援事業業務委託 募集要項（公募型プロポーザル）

令和7年12月17日
大阪市鶴見区長 内田 忠憲

1 案件名称

令和8年度 鶴見区子どもの学習支援事業業務委託

2 業務内容に関する事項

（1）事業の目的と概要

鶴見区内の小学校・中学校では、継続的な登校に至らない又は一時的にでも普通教室で授業が受けられない児童生徒（学校に来る事はできるが、授業を受けることができず保健室等の別教室で過ごすことのある児童）が在籍している。

このような児童生徒については、福祉的課題等さまざまな問題が複雑に絡み合っている場合が多く、課題解決に向けた効果的な支援を実施していく必要がある。また、日々の授業を受けることができないことにより、学力にも影響している。

そこで、小学校・中学校等において、対象児童生徒等に学習支援・登校支援を行うことで、学力向上や不登校の防止につなげ、将来に向けての『生きる力』が育まれることを目的とする事業である。

今般、その目的を達成するため、民間事業者の持つ不登校児童生徒への支援に関するノウハウや幅広い知識と経験、専門性を活用するため、広く企画提案を募集する。

（2）業務内容

別紙「令和8年度 鶴見区子どもの学習支援事業業務委託仕様書」のとおり

（3）契約上限額

金 13,837,505 円（消費税含む）

（4）実施場所

原則として区内の市立小学校長・中学校長及び本市が指定する場所
主な実施場所は次のとおり。

（区内市立小学校・中学校）※別紙地図参照

榎 本小学校 大阪市鶴見区今津北1-5-35

茨田南小学校 大阪市鶴見区諸口1-3-71

茨田北小学校 大阪市鶴見区浜3-8-66

鶴 見小学校 大阪市鶴見区鶴見4-14-10

今 津小学校 大阪市鶴見区今津中4-1-48

茨田東小学校 大阪市鶴見区茨田大宮3-7-61

茨田西小学校 大阪市鶴見区横堤5-13-61
横 堤小学校 大阪市鶴見区横堤1-11-83
みどり小学校 大阪市鶴見区緑2-4-45
鶴見南小学校 大阪市鶴見区鶴見2-17-22
茨 田小学校 大阪市鶴見区安田2-1-8
焼 野小学校 大阪市鶴見区焼野1-3-44
茨 田中学校 大阪市鶴見区諸口3-4-44
　　緑 中学校 大阪市鶴見区鶴見6-6-11
茨田北中学校 大阪市鶴見区茨田大宮1-1-31
今 津中学校 大阪市鶴見区今津中1-3-55
横 堤中学校 大阪市鶴見区横堤1-11-27
鶴見区役所 大阪市鶴見区横堤5-4-19

(5) 契約期間

令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）

ただし事業実施日については、令和8年4月の始業式翌日～令和9年3月の修了式の前日まで。（詳細は事前に本市と打合せのうえ決定すること）

(6) 費用負担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本市は、契約金以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市契約規則に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

ア 業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

イ 受注者は、業務の完了前に、既に業務を完了した部分（検査職員の検査に合格したもの）に相応する業務委託料相当額について、部分払を請求することができる。ただし、この請求は、月1回を超えることができない。

(3) 契約保証金及び保証人

契約保証金 免除

保証人 不要

(4) 再委託について

ア 受注者は、子どもの学習支援事業における「主たる部分」について、再委託することはできない。なお、「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいう。

① 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

② 別紙「令和8年度 鶴見区子どもの学習支援事業業務委託仕様書」「10 業務内容」に関する業務

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、本市の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、上記ア・イに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超える契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

エ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

オ 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に對して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であつてはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

(5) その他

ア 本契約に関する予算は、現在、令和8年度大阪市一般会計予算要求をしている段階であり、大阪市会において案件に係る予算案が可決・成立しない場合は、今回の企画提案による委託業務の執行は行わない。

契約の締結は、令和8年度予算が成立したときとする。

なお、上記に伴い、公募型プロポーザル参加者又は受託予定者において損害が生じた場合にあっても、本市はその損害について一切負担しない。

イ 契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた場合は、契約の解除を行う。

4 応募資格

- 次の各号に掲げる条件のすべてを満たしていることとする。
- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 企画提案時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
 - (3) 納税義務者にあっては、直近2か年の消費税及び地方消費税 市町村民税及び固定資産税を完納していること。
 - (4) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
 - (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。また、特定の公職者（候補者を含む）又は、政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。

5 スケジュール

(1) 公募開始	令和7年12月17日（水）
(2) 質問受付締切	令和7年12月25日（木）
(3) 質問回答	令和8年1月5日（月）
(4) プロポーザル参加申請関係書類提出期限	令和8年1月9日（金）正午
(5) 参加資格審査結果通知送付	令和8年1月15日（木）
(6) 企画提案書提出期限	令和8年2月4日（水）正午
(7) プrezentation審査	令和8年2月16日（月）
(8) 選定結果通知	令和8年2月20日（金）

6 応募手続き等に関する事項

受付にあたっては、いずれも土曜日・日曜日及び国民の祝日にに関する法律に規定する日には行わない。

なお、申請書類等については、大阪市ホームページよりダウンロードすること。

（トップページ>産業・ビジネス>入札契約情報>業務委託入札等情報（測量・建設コンサルタント等含む）>プロポーザル方式等発注案件>プロポーザル方式等発注案件一覧（鶴見区）へ掲載予定）

（1）質問の受付

ア 提出方法

令和8年度「鶴見区こどもの学習支援事業」に係る質問票（様式第4号）に記載し、tr0006@city.osaka.lg.jpまでEメールにて提出すること。

イ 提出期限

令和7年12月25日（木）

ウ 回答

令和8年1月5日（月）に、大阪市ホームページにて公開する。

(2) 公募型企画プロポーザル参加申出申請及び参加資格決定通知

ア 受付期間

令和7年12月24日（水）～令和8年1月9日（金）正午まで

午前9時～正午及び午後1時～午後5時30分

ただし、最終日（1月9日）は正午まで。

※申請書類については、持参又は送付とする。送付の場合は必着とし、下記ウ「提出場所」に記載の担当に相違なく送付すること。料金不足の場合は受け付けない。

イ 提出書類及び部数

- ① 参加申請書（様式第1号）
 - ② 誓約書（様式第2号）
 - ③ 事業者の概要（様式第3号）
 - ④ 直近の貸借対照表、損益計算書の財務諸表又は令和5年分の所得税確定申告書
 - ⑤ <法人>法人の登記事項証明書又は登記簿謄本（登記事項証明書の場合は、「現在事項証明書」「履歴事項証明書」のいずれかの全部事項証明書）（発行日から3か月以内のもの：写し可）
<個人>住民票の写し（発行日から3か月以内のもの：写し可）
 - ⑥ <法人>印鑑証明書（発行日から3か月以内のもの：写し不可）
<個人>印鑑登録証明書（発行日から3か月以内のもの：写し不可）
 - ⑦ 使用印鑑届（様式第6号）
 - ⑧ 直近2か年の税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（発行日から3か月以内のもの：写し可、税務署の様式その3の3様式[法人]、又はその3の2様式[個人]非課税の場合はその旨記載した理由書を提出すること。）
 - ⑨ 直近2か年の市町村民税並びに固定資産税の納税証明書（発行日から3か月以内のもの：写し可）
- ①～⑨各1部
- ※令和7・8・9年度大阪市入札参加資格者名簿に登録されている者は、④～⑨は省略可能。

ウ 提出場所

〒538-8510 大阪市鶴見区横堤5丁目4番19号

鶴見区役所保健福祉課（子育て支援）1階12番窓口

エ 参加資格審査結果通知

令和8年1月15日（木）Eメールにより通知する。

(3) 企画提案書の提出

ア 受付期間

令和8年1月20日（火）～令和8年2月4日（水）正午まで

午前9時～正午及び午後1時～午後5時30分

ただし、最終日（2月4日）は正午まで。

※申請書類については、持参又は送付とする。送付の場合は必着とし、下記オ「提出場所」に記載の担当に相違なく送付すること。料金不足の場合は受け付けない。

イ 様式

企画提案書（様式第5号）

ウ 企画提案書の内容（枚数制限・書式制限なし）

① 本事業に対する考え方

② 業務実施体制及び内容

（人材確保、学習支援員の配置体制、児童生徒への接し方、基礎学力を向上させる具体的な方法、スケジュール等）

③ 提案のセールスポイント（学習支援の他、効果的な支援策を記載すること。）

④ 過去3年間の類似業務、実績（具体的に他で実施している実施体制、対象者、時間数、回数、学習内容、委託料などを記載し、本事業の提案内容と比較できるようにすること。）

⑤ 本事業における経費内訳書（積算根拠のわかるもの）

※ 提出できる案は、1案のみとする。

エ 提出部数

正本1部、副本7部（副本は複写可）の計8部提出すること。ただし、提案事業者名の記載は正本1部のみとし、副本7部には記載しないとともに、他に事業者名表示及び事業者が推定できる部分があれば黒塗りするなどし、提案事業者が推定できる記載は一切行わないこと。

オ 提出場所

〒538-8510 大阪市鶴見区横堤5丁目4番19号

鶴見区役所保健福祉課（子育て支援）1階12番窓口

7 選定に関する事項

（1）選定基準

次に示す視点に基づき、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

ア 業務目的及び業務内容の理解度、業務遂行にあたっての総合的な視点、姿勢【10点】

イ 業務実施体制について【20点】

ウ 事業内容の実現性、実施手順の妥当性・事業目的に対する手法の的確性、独創性、専門性【40点】

エ 類似事業の豊富さ及び運営基盤【20点】

オ 費用積算根拠の妥当性・効率性【10点】

（2）選定方法

企画提案書を提出した者に対し、書類審査及びプレゼンテーションを実施する。

審査は、学識経験者等で構成する「令和8年度鶴見区こどもの学習支援事業業務委託事業者

選定会議」が上記（1）に基づき、書面による事前審査及びプレゼンテーション審査の結果を加味して、最も優れていると評価された優先交渉権者を選定する。

ただし、各選定委員の評価の平均点が、上記（1）ア～オの各項目の50%を満たない場合は、選定対象としない。

また、評価点が最も高い提案者が複数の場合は、上記（1）「ウ事業内容の実現性、実施手順の妥当性・事業目的に対する手法の的確性、独創性、専門性」の得点が高い者を優先交渉権者とする。

さらに、「ウ事業内容の実現性、実施手順の妥当性・事業目的に対する手法の的確性、独創性、専門性」の得点が同点であった場合、くじ引きとする。

（3）プレゼンテーション審査

ア 実施日時

令和8年2月16日（月）午後1時30分（予定）

詳細は、企画提案書提出者あて別途Eメールにて通知する。

イ 実施場所

大阪市鶴見区横堤5丁目4番19号

鶴見区役所 4階402会議室（予定）

ウ 出席人数

1団体につき、3名までとする。

エ 内容・方法等

企画提案書（様式第5号）を使用し、企画提案（実施方針等）について口頭にて説明を行うこと。なお、資料の追加・変更は認めない。

また、プロジェクター等での資料投影は不可とする。

1団体あたり30分程度（うち説明約15分、質疑応答15分）とする。

プレゼンテーション審査を欠席した場合は、選定から除外する。

（4）失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めるこ。

イ 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこ。

ウ 優先交渉権者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。

エ 提出書類に虚偽の記載を行うこ。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこ。

（5）選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は令和8年2月20日（金）付けで全ての参加者に送付する。また、大阪市ホームページに掲載する。

8 その他

(1) 提案に対する費用、条件等

- ア 企画提案書等の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ 採用された企画提案書等は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ 全ての提出書類は返却しない。
- エ 提出された企画提案書等は、審査・事業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない。
(大阪市情報公開条例に基づく公開を除く)
- オ 期限後の提出、差替え等は認めない。
- カ 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

(2) 契約に関する事項

優先交渉権者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、企画提案審査において次順位以下となった応募者のうち、合計点が上位であった者から順に契約交渉を行うことができるものとする。

ただし、評価点が50点未満の者を除く。

(3) 提出先、問合せ先

〒538-8510 大阪市鶴見区横堤5丁目4番19号

大阪市鶴見区役所 保健福祉課（子育て支援）1階12番窓口

担当：庄司野・黒田

TEL：06-6915-9107 FAX：06-6913-6235

Eメール：tr0006@city.osaka.lg.jp